

和泉市住居表示整備審議会規則

昭和40年4月1日
規則第8号

(目的)

第1条 この規則は、附属機関に関する条例(昭和32年条例第43号)第2条の規定に基づき、和泉市住居表示整備審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(任務)

第2条 審議会は、住居表示整備事業に関する重要事項について市長の諮問に応じて調査審議し、答申するものとする。

(組織)

第3条 審議会は、委員25人以内で組織する。

(委員の構成)

第4条 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱し又は命ずる。

- (1) 関係官署の長
 - (2) 学識経験者
 - (3) 地域住民代表
- 2 前項の委員のほか、審議に必要なときは、市長は利害関係者のうちから適当と認めるものに委員を委嘱することができる。
- 3 委員は非常勤とする。

(平元規則19・平15規則40・平21規則42・一部改正)

(任期)

第5条 前条第1項第1号又は第2号に掲げる者のうちから委嘱又は命ぜられた委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前条第1項第3号に掲げる者で委嘱された委員の任期は、当該区域に関する調査審議が終了するときまでの期間とする。
- 3 前条第1項第1号に掲げる者に該当するものとして、委嘱又は命ぜられた委員が当該職を失った場合においては委員の職を失う。
- 4 特別の事情があると認める場合は、前3項の規定にかかわらず市長は委員を解嘱し、又は解任することができる。

(平元規則19・平15規則40・平21規則42・一部改正)

(機構)

第6条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(関係者の意見)

第8条 会長は、必要と認めるときは、市の職員及び委員以外の学識経験者を会議に出席させて意見を聞くことができる。

(平15規則40・一部改正)

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、住居表示整備主管課において処理する。

(昭41規則18・一部改正)

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は会長が定める。

附 則

- 1 この規則は、昭和40年4月1日から施行する。
- 2 この規則施行後最初に招集される審議会の招集及び会長が決定されるまでの審議会の議長は、市長が行うものとする。
 - 附 則(昭和41年規則第18号)
この規則は、公布の日から施行し、昭和41年5月1日から適用する。
 - 附 則(平成元年規則第19号)
この規則は、公布の日から施行する。
 - 附 則(平成15年規則第40号)
この規則は、公布の日から施行する。
 - 附 則(平成21年規則第42号)
この規則は、公布の日から施行する。